

1 工学院大学学則

第1章 目 的

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に則り、大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学に関する高等の理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

2 各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める。

第1条の2 本学は、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

第2章 職 員 組 織

第2条 本学に学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第3条 学長は校務を掌り、所属職員を統督する。

第3条の2 副学長は、学長を補佐し、必要に応じて学長の職務を代理する。

第3条の3 学部長は、当該学部に関する校務を掌る。

第4条 教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第5条 准教授は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第6条 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

第6条の2 助教は、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。

第7条 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

第8条 事務職員は、担当する事務に従事する。

第3章 学 長 の 選 任

第9条 学長は、教授会の推薦により、理事会によって決定される。

2 教授会の推薦は、別に定める工学院大学学長選出規程によるものとする。

3 学長の任期は、3年とする。

4 学長に事故あるときは、副学長が学長の職務を代理する。

5 学長が欠けたときは、新しい学長が選任されるまで副学長が学長の職務を行う。この場合は、できるだけすみやかに、これを選任しなければならない。

第4章 教 授 会

第10条 本学に、教授会を置き、教授をもってこれを組織する。

第11条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

第12条 教授会は、教授現在員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第13条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則の決定および変更
- (2) 学長の推薦
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 教育課程に関する事項

- (5) 試験および卒業に関する事項
- (6) 入学、退学、編入学、転籍、留学、休学、再入学、除籍および懲戒に関する事項
- (7) その他、教育研究ならびにその運営に関する重要な事項

第14条 前条第1号および第4号以下の審議には、准教授、講師、助教を教授会に参加させる。ただし、この場合には、教授、准教授、講師、助教の現在員合計の過半数が出席しなければ開くことができない。

第5章 学部、学科、定員および修業年限

第15条 本学に修業年限4年の工学部第1部(昼間授業)、工学部第2部(夜間授業)、建築学部、情報学部、グローバルエンジニアリング学部を置く。

2 前項の学部には、それぞれ次のとおりとする。

工学部第1部	入学定員	収容定員
機械工学科	140名	560名
機械システム工学科	95名	380名
応用化学科	130名	520名
環境エネルギー化学科	105名	420名
電気システム工学科	100名	400名
情報通信工学科	100名	400名
合計	670名	2,680名

工学部第2部	入学定員	収容定員
情報通信メディア工学科	50名	200名
建築学科	50名	200名
合計	100名	400名

建築学部	入学定員	収容定員
まちづくり学科	80名	320名
建築学科	120名	480名
建築デザイン学科	100名	400名
合計	300名	1,200名

情報学部	入学定員	収容定員
コンピュータ科学科	110名	440名
情報デザイン学科	110名	440名
合計	220名	880名

グローバルエンジニアリング学部	入学定員	収容定員
機械創造工学科	70名	280名
合計	70名	280名

総合計 1,360名 5,440名

第6章 教 育 課 程

第16条 各学部・各学科の授業科目、単位数および標準履修学年は、別表第1のとおりとする。

第17条 各授業科目の単位数の計算は、次の基準を満たすものとする。

- (1) 講義については、教室内における1時間の講義に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 演習については、教室内における2時間の演習に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。
- (3) 外国語については、前号と同様の計算により毎週2時間15週をもって1単位とする。
- (4) 実験、実習、製図および体育実技等については毎週3時間15週の実験、実習、製図および実技をもって1単位とする。

2 ただし、前項は教育効果を考慮して次のとおりとすることができる。

- (1) 演習については、教室内における1時間の演習に対して教室外における2時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習、製図および体育実技等については、教室内における2時間の実験、実習、製図および実技に対して教室外における1時間の準備のための学修を必要とするものとし、毎週2時間15週の実験、実習、製図および実技をもって1単位とする。

第7章 学年、学期および休業日

第18条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第19条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

第20条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 学園創立記念日 10月31日
- (4) 夏期休業日 7月25日から9月15日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 春期休業日 3月21日から3月31日まで

2 必要がある場合は、前項の休業日を変更し、または臨時的休業日を定めることができる。

3 特に必要があると認めるときは、休業日においても臨時的授業日を設けることができる。

第8章 入学、退学、編入学、転籍、留学、休学、再入学、除籍および懲戒

第21条 入学の時期は、学年の始めとする。

第22条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者。
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者。
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの。

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

(5) 文部科学大臣の指定した者。

(6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者。

(7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

第23条 本学への入学を志願する者は、入学願書および入学試験に必要な提出書類に入学検定料を添えて、指定する期間内に願出しなければならない。

第24条 前条の入学志願者については、選考の上合格者を決定する。

2 入学者の選考は、学力検査、調査書の審査、面接、健康診断等の方法により行う。

第25条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定する期間内に、次の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料その他の納入金を納付しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 戸籍抄本または住民票もしくは住民票記載事項証明書

(3) 出身高等学校の卒業証明書

(4) その他指定する必要書類

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第26条 保証人は、父母または独立の生計を営む者1名とする。

2 保証人が死亡したとき、または本学で不相当と認めるときは、学生はあらたに保証人を定め、誓約書を提出しなければならない。

第27条 編入学、転籍を志願する者があるときは、教授会の議を経て学長がこれを許可することができる。

2 これらの取扱いの細則については別に定める。

第27条の2 本学が協定を締結する外国の大学等で留学を志願する者は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

2 許可を得て留学した全部又は一部の期間は、第32条に定める在学期間に含めることができる。

3 教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき学生に当該大学等の授業科目の履修を認めることができる。

4 前項により修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

第28条 休学は、病気その他やむを得ない理由で引続き6カ月以上出席できない場合に限る。

2 休学期間は、1年を超えないものとする。ただし、特別の事情のある場合には、1年を限度として引続き休学を許可することがある。

3 休学期間は通算して4年を超えることはできない。

4 学生が休学しようとするときは、予定期間を定め、医師の診断書または必要な証明書を添え保証人連署の上、学長宛に願出しなければならない。学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

5 休学を許可された者は、休学を許可された期の学費について、別に定める額が免除される。

6 休学者は、休学の理由が消滅したとき、遅滞なく医師の診断書または必要な証明書を添えて保証人連署の上、学長宛に復学願を提出しなければならない。

7 休学期間は、在学期間に算入しない。

第29条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の上、学長宛に退学を願出、許可を得なければならない。

2 退学した者が、保証人連署の上、学長宛に再入学を願出するときは、学長は、教授会の議を経て、学期の始めにこれを許可することができる。

第30条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を経て除籍する。

(1) 学費を滞納し督促を受けても納入しない者。

- (2) 在学年数8年を超えた者。
 - (3) 休学期間満了になっても復学願を提出しない者。
 - (4) 入学を許可されたが、在籍する意思のない者。
- 2 前項第2号および第4号による被除籍者には再入学を許可しない。
- 3 前項第1号および第3号による被除籍者が再入学を願い出た場合は、教授会の議を経て許可することがある。
- 第31条 学生が本学の規則に違背し、またはその本分に反する行為があったときは、学長は教授会の議を経て、これを懲戒する。
- 2 懲戒処分はその情状により訓告、停学および退学とする。
- 3 前項の退学は次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者。
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者。
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。
- 4 前項の退学者に対しては再入学を許可しない。

第9章 在学年限、試験、卒業および学位

第32条 本学に4年以上在学して第35条に規定する単位数を修得した者には卒業証書・学位記を授与する。ただし、最長在学年限は8年とする。

2 本学を卒業した者に授与する学位は、次のとおりとする。

工学部第1部 学士(工学)

工学部第2部 学士(工学)

建築学部 学士(建築学)

情報学部 学士(情報学)

グローバルエンジニアリング学部 学士(工学)

第33条 試験を分けて、科目試験と卒業論文試験とする。

2 科目試験は、筆記試験を学期末に行うことを原則とする。ただし、実験、製図、演習等の科目は、平素の成績により考査することができる。

3 卒業論文試験は、論文、計画または実験報告について随時行う。

4 試験の成績評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(F)の5段階とし、可以上を合格とする。

5 試験に合格した者は、別表第1に規定するその科目の単位数を修得したものとす。

第33条の2 教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学に入学する前に大学または短期大学(以下「大学等」という。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学において修得したものとみなすことができる。

2 高等専門学校または修業年限が2年以上の専修学校専門課程において修得した単位については、前項に準ずる。

3 前2項による単位は、編入学および再入学の場合を除き、合わせて30単位を超えないものとする。

第33条の3 教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき学生に当該大学等の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項により修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

第34条 卒業論文試験を受けようとする者は、卒業予定年次の5月末までに、論文、計画または実験の範囲と内容を所属学科主任教授に申し出て、指導教員の指定を受けなければならない。

2 前項の場合、学生は、本学に3年以上在学し、別に定める各学部・各学科ごとの履修規定の条件に合格してい

ることが必要である。

第35条 卒業に必要な単位数は、次の各項に定めるところによる。

2 工学部第1部は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) 第Ⅰ群・総合教育科目については、a)総合文化科目から14単位、b)外国語科目から8単位、c)保健体育科目から2単位、計24単位

(2) 第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目については、卒業論文を含め、計86単位

(3) 第Ⅰ群・総合教育科目、第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目から、各自が自由に選択して、14単位

3 工学部第2部は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) 第Ⅰ群・総合教育科目については、a)総合文化科目から16単位、b)外国語科目から8単位、c)保健体育科目から2単位、計26単位

(2) 第Ⅱ群・共通基礎科目、共通専門科目および第Ⅲ群・専門科目については、計78単位

(3) 第Ⅰ群・総合教育科目、第Ⅱ群・共通基礎科目、共通専門科目および第Ⅲ群・専門科目から、各自が自由に選択して、20単位

4 建築学部は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) A群・総合教育科目については、a)総合文化科目から4単位、b)自然科学系科目から4単位を含め、24単位、c)外国語科目から8単位、d)保健体育科目から2単位、計34単位

(2) B群・専門科目については、卒業論文を含め、計82単位

(3) A群・総合教育科目、B群・専門科目から、各自が自由に選択して、8単位

5 情報学部は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) 第Ⅰ群・総合教育科目については、a)総合文化科目から14単位、b)外国語科目から8単位、計22単位

(2) 第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目については、卒業論文を含め、計92単位

(3) 第Ⅰ群・総合教育科目、第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目から、各自が自由に選択して、10単位

6 グローバルエンジニアリング学部は、次の各号に定める単位を含め、124単位以上を修得することとする。

(1) 第Ⅰ群・総合教育科目については、a)総合文化科目から14単位、b)外国語科目から6単位、c)保健体育科目から2単位、計22単位

(2) 第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目については、卒業論文を含め、計98単位

(3) 第Ⅰ群・総合教育科目、第Ⅱ群・専門共通科目および第Ⅲ群・専門科目から、各自が自由に選択して、4単位

第10章 入学検定料、学費

第36条 入学検定料、学費の額は、別表第2に定めるところによる。

2 学費とは、入学金、授業料、実験実習料、施設設備料、夏期語学研修費をいう。

第37条 入学検定料、学費は、指定の期日までに納めなければならない。

第38条 実験実習用器材および教育用印刷物等については、学費とは別に実費の一部を徴収することがある。

2 夏期語学研修費は履修者から実施年度にその実費を徴収する。

第39条 すでに納めた学費は、返さない。

第11章 教員免許状

第40条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に

定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科において取得できる教員免許状の種類は、次のとおりとする。

(工学部第1部)

機械工学科	中学校教諭一種免許状	技術
	高等学校教諭一種免許状	工業
機械システム工学科	中学校教諭一種免許状	技術
	高等学校教諭一種免許状	工業
国際基礎工学科	中学校教諭一種免許状	技術
	高等学校教諭一種免許状	工業
応用化学科		
(2009年度入学生から)	中学校教諭一種免許状	理科
	高等学校教諭一種免許状	理科
応用化学科		
(2008年度入学生まで)	中学校教諭一種免許状	理科
	高等学校教諭一種免許状	理科
環境エネルギー化学科	中学校教諭一種免許状	数学・理科
	高等学校教諭一種免許状	数学・理科・工業
環境化学工学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
マテリアル科学科	中学校教諭一種免許状	理科
	高等学校教諭一種免許状	理科・工業
電気システム工学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
電気工学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
情報通信工学科		
(2007年度入学生から)	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・情報
情報通信工学科		
(2006年度入学生まで)	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
電子工学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
情報工学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・情報
建築学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
建築都市デザイン学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業

(工学部第2部)

機械システムデザイン学科	中学校教諭一種免許状	技術
--------------	------------	----

化学応用デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	中学校教諭一種免許状	理科
情報通信メディア工学科	高等学校教諭一種免許状	理科
	中学校教諭一種免許状	数学
電気電子情報工学科	高等学校教諭一種免許状	数学・工業・情報
	中学校教諭一種免許状	数学
建築学科	高等学校教諭一種免許状	数学・工業・情報
	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業

(建築学部)

まちづくり学科	高等学校教諭一種免許状	工業
建築学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・工業
建築デザイン学科	高等学校教諭一種免許状	工業

(情報学部)

コンピュータ科学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・情報
情報デザイン学科	中学校教諭一種免許状	数学
	高等学校教諭一種免許状	数学・情報

(グローバルエンジニアリング学部)

機械創造工学科	中学校教諭一種免許状	技術
	高等学校教諭一種免許状	工業

3 教員免許状取得に必要な教科および教職に関する科目は別表第5に定めるとおりとする。

4 本学に教職特別課程を設置する。これについては別に規程を定める。

第12章 学 芸 員 課 程

第41条 本学に学芸員課程を設置する。

2 学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法の定めるところにより、別表第6に定める所要の単位を修得しなければならない。

3 学芸員の資格取得に関する規程は、別に定める。

第13章 専 攻 科

第42条 本学に修業年限1年の工学専攻科(夜間授業)を置き、大学卒業生および学校教育法施行規則第70条第1項の定めるところにより、それと同等以上の学力があると認められた者に対して、工学に関する専門課程について精深な授業を行い、研究を指導し、工業の高級技術者を養成する。

第43条 工学専攻科に4課程を置き、入学定員を次のとおりとする。

機械工学専攻 12名

工業化学専攻 12名

電気工学専攻 12名

建築学専攻 12名

第44条 各専攻課程の授業科目および単位数は、別表第3のとおりとする。

第45条 専攻科に入学しようとする者は、専攻科入学願書に第50条に定める入学検定料および所定の書類を添え、学長宛に提出しなければならない。

第46条 専攻科入学志願者は、選考の上、入学を許可する。

第47条 第18条、第19条、第20条、第21条、第25条、第26条、第28条、第29条、第30条第1項第1号、第3号、第4号および第31条の規定は、専攻科にこれを準用する。

第48条 専攻科に1年以上在学し、所定の30単位以上を修得した者には、修了証書を授与する。

第49条 専攻科において1科目または数科目の修学を希望する者があるときは、正規の学生の学修にさしつかえない限り、選考の上、特修学生として、学年の始めに許可することがある。

第50条 専攻科の授業料その他の納入金の額は、別表第4に定めるところによる。

第14章 大 学 院

第51条 本学に大学院を置く。

2 大学院学則は、別に定める。

第15章 科 目 等 履 修 生

第52条 本学学部授業科目の1科目または複数の授業科目につき履修を志願する者があるときは、学部学生の教育研究に支障が生じない限り、選考の上、科目等履修生として、入学を許可する。

2 科目等履修生については、別に規程を定める。

第16章 研 究 生

第53条 研究生とは、本学において、本学専任教授の指導によって、特定の研究に従事する者をいう。

2 研究生については、別に規程を定める。

第17章 外 国 人 留 学 生

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が留学生として入学を許可することができる。

2 外国の大学との交流協定に基づき、当該大学からの委託によって本学に1年以内の短期留学を希望する者があるときは、教授会の議を経て、学長が短期留学生として入学を許可することができる。

3 海外特別指定校制推薦入試により留学生として入学を許可された者は、入学前に指定校留学生として所定の教育プログラムを受講しなければならない。

4 前3項の留学生に対しては、第16条に掲げるもののほか、個別の教育プログラムを置くことができる。

5 留学生に関する規程は、別に定める。

第18章 附 属 機 関、附 属 施 設

第55条 本学に次の附属機関を置く。

図書館、総合研究所、情報科学研究教育センター、学習支援センター、国際交流センター、ECP センター、教育開発センター

2 附属機関に関する規程は、別に定める。

第55条の2 本学に次の附属施設を置く。

富士吉田セミナー校舎、白樺湖学寮、軽井沢学寮、セミナーハウス松風舎

2 附属施設に関する規程は、別に定める。

第19章 雑 則

第56条 本学則に規定するもののほか、本学則実施に必要な細則は、別にこれを定める。

附 則

83 カリキュラム変更に伴う別表第1の一部改正。平成24年4月1日施行。

84 博物館法施行規則改正とそれに伴う授業科目変更による別表第6の一部改正。平成24年4月1日施行。

85 第17章 外国人留学生 第54条に、海外特別指定校からの卒業生受入の項を追加し、3・4項を4・5項に変更。旧3項の前2項を新4項で前3項に変更。平成24年4月1日施行。

諸 規 程 ・ そ の 他

㊦ 学費納入規程

(趣旨)

第1条 工学院大学(以下「本学」という。)の学費及び学費の納入については、学則による他、この規程に定めるところによる。

(学費の内訳)

第2条 学費とは、入学金、授業料、実験実習料及び施設設備料をいう。ただし、大学後援会費、校友会費及び自治会費等(以下「委託徴収金」という。)も学費に準じて取り扱うものとする。

(適用学費)

第3条 学費は、原則として入学時に定めた金額を適用する。ただし、転籍により学籍が異動した場合は、当初入学した年度の該当年次の学費を適用する。

(学費の納期)

第4条 学費は、工学部第1部、建築学部、情報学部、グローバルエンジニアリング学部は前期、後期の2回分納、工学部第2部は第1期、第2期、第3期、第4期の4回分納とする。ただし、前期分又は第1期分納入時に全納することを妨げない。

2 学費納入期日及び学費有効期間並びに納入金額は、別表第1・第2のとおりとする。

3 委託徴収金は、前分期学費又は第1分期学費納入時に全納するものとする。

4 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

(転籍者の学費)

第5条 学則第27条により転籍を許可された者は、別に定める期日までに、所定の入学金及び当初入学した年度の該当年次の学費を納入しなければならない。

2 工学部第2部から工学部第1部・建築学部・情報学部又はグローバルエンジニアリング学部への転籍の場合にあつては、入学金の差額を納入しなければならない。

(再入学者の学費)

第6条 学則第30条第2項により再入学を許可された者は、別に定める期日までに、所定の再入学金及び学費を納入しなければならない。

2 再入学者の再入学金は、再入学した年次の入学金の半額とする。

3 再入学者の学費は、再入学した学科、年次の学費を適用する(工学部第1部・建築学部・情報学部又はグローバルエンジニアリング学部の1、2年次に再入学した場合は、3年次に授業料が増額される。)。ただし、再入学金以外の入学金は、別に徴収しない。

(休学者の学費)

第7条 学則第28条により休学を許可された者の休学中の学費は、別表第3の額に減免する。

(年度途中の卒業者又は退学者の学費)

第8条 年度の途中で卒業又は退学する者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

2 日付をさかのぼって退学を願い出ることはできない。

(停学者の学費)

第9条 学則第31条により停学の懲戒を受けた者は、当該期の学費全額を納入しなければならない。

(学費の納入方法)

第10条 本学所定の振込票を用いて、第4条に定める納入期日までに電信振込により銀行から振り込まなければならない。

2 振込票は、年度始め及び9月中旬に、工学部第1部、建築学部、情報学部、グローバルエンジニアリング学部は保証人あてに、工学部第2部は保証人あて又は学生本人あてに送付する。

(学費延納の願い出)

第11条 第4条に定める納入期日までに学費を納入できない者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生本人及び保証人連署の願い出により学費の延納を許可することがある。

(1) 学費支弁者が、不慮の災害を受け納入が困難となった場合

(2) その他、やむを得ない理由があると認められた場合

2 前項の場合は、各納入期日前までに、所定の学費延納申請書に次の書類を添え、本学学生部新宿学生課又は八王子学生課を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 前項第1号に該当する場合は、被災証明書

(2) 前項第2号に該当する場合は、理由を証明する書類

3 延納を許可する期間は、各納入期日から3ヶ月以内とする。ただし、工学部第2部の第4期分については2ヶ月以内とする。

(学費滞納者の取扱い)

第12条 学費滞納者の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 督促を受けても納入しない者、若しくは前条に定める学費延納手続きをした者で、延納許可日までに学費を納入しない者は、当該期の初日にさかのぼって除籍し、当該期間中に受験した科目の単位は認定しない。

(2) 前条に定める学費延納手続きをせずに学費を滞納している者には、本学のいかなる試験の受験も許可しない。また、通学証明書及び学割証等の証明書類を交付せず、図書の利用、情報科学研究教育センター及び就職資料室の利用を禁止する。

(延納許可の取消し)

第13条 延納を許可された者で、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、学長は、延納許可を取り消す。

(1) 許可された期日までに納入しない場合

(2) 虚偽の申請により許可をうけたことが明らかになった場合

(既納の学費)

第14条 すでに納入された学費は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 重複又は超過納入になった学費がある場合
- (2) 別表第1に定める学費有効期間内の休学又は退学の願い出の時点で、翌期の学費が前納されている場合。ただし、休学を許可された者が翌期の学費を前納している場合は、免除される額を返還する。
- (3) 年度途中で卒業になった場合で、翌期の学費が前納されている場合

(改 廃)

第15条 この規程の改廃は、主任教授会議及び教授総会の議を経て、常務理事会で行う。

付 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学費納入規定は、平成12年3月31日付で廃止する。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する(休学中の学費に関する条文改正)。
- 2 第7条及び第13条2号ただし書きは、平成15年度入学生から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する(情報学部・グローバルエンジニアリング学部設置に伴う転籍に関する条文改正)

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する(建築学部設置に伴う条文改正)。

付 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する(停学中の学費に関する条文改正)。

別表第1 学費納入期日及び学費有効期間

部	期 別	納入期日 注)	学費有効期間
工学部 第1部 建築学部 情報学部 グローバルエンジニアリング学部	前 期 分	4月15日	4月1日～ 9月30日
	後 期 分	10月15日	10月1日～翌年3月31日
工学部 第2部	第1期分	4月15日	4月1日～ 6月30日
	第2期分	7月15日	7月1日～ 9月30日
	第3期分	10月15日	10月1日～ 12月31日
	第4期分	1月15日	1月1日～ 3月31日

注) 納入期日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日を納入期日とすることができる。

別表第2 入学検定料, 入学金, 学費及び委託徴収金の納入金額

<平成24年度入学生>

(単位:円)

	工学部第1部・建築学部・情報学部・ グローバルエンジニアリング学部			工学部 第2部			
	前期	後期	年額	第1期	第2~第4期	年額	
入学検定料			33,000			30,000	
学 費	入学金	250,000	250,000	100,000		100,000	
	授業料	475,000	475,000	950,000	117,500	117,500	470,000
		40,000 (化) 45,000 (創) 87,500	40,000 (化) 45,000 (創) 87,500	80,000 (化) 90,000 (創) 175,000			
	実験実習料				16,000	16,000	64,000
	施設設備料	125,000	125,000	250,000	50,000	50,000	200,000
	小計	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	1,280,000 (化) 1,290,000 (創) 1,375,000	183,500	183,500	734,000
委 託 徴 収 金	学生教育研究災害 傷害保険料	4,660	4,660	2,760		2,760	
	後援会費	入会金	15,000	15,000	15,000		15,000
		会費	13,000	13,000	11,000		11,000
	自治会費	入会金	1,000	1,000			
		会費	7,500	7,500	5,000		5,000
小計	41,160		41,160	33,760		33,760	
合 計	931,160 (化) 936,160 (創) 978,660	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	1,571,160 (化) 1,581,160 (創) 1,666,160	317,260	183,500	867,760	

注1) (化)は工学部第1部 応用化学科, 環境エネルギー化学科を示し、(創)はグローバルエンジニアリング学部 機械創造工学科を示す。

注2) 平成24年度工学部第1部・建築学部・情報学部・グローバルエンジニアリング学部入学生の3年次以上の授業料は80千円増額し1,030千円とする。

注3) 夏期語学研修費は別に定める。

注4) 平成20年度以降の入学生は、4年次前期(第2部は第1期)に委託徴収金として、同窓会費10千円、校友会費20千円を一括徴収する。

注5) 本学附属高校, 専門学校出身者の同窓会費、校友会費は別に定める。

別表第3 休学中の学費

(単位:円)

部	休学期間		
	6ヶ月休学	9ヶ月休学	1年休学
工学部第1部・建築学部・情報学部・グローバルエンジニアリング学部	60,000		120,000
工学部 第2部	60,000	90,000	120,000

注) 実験実習料及び施設設備料は全額免除する。

<平成23・22・21年度入学生>

(単位：円)

		工学部第1部・建築学部・情報学部・ グローバルエンジニアリング学部			工学部 第2部			
		前期	後期	年額	第1期	第2～第4期	年額	
二十三年 度入学生 2年	学 費	授業料	475,000	475,000	950,000	117,500	117,500	470,000
			40,000	40,000	80,000			
		実験実習料	(化) 45,000 (創) 87,500	(化) 45,000 (創) 87,500	(化) 90,000 (創) 175,000	16,000	16,000	64,000
		施設設備料	125,000	125,000	250,000	50,000	50,000	200,000
	小計	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	1,280,000 (化)1,290,000 (創)1,375,000	183,500	183,500	734,000	
	委託徴収金	後援会費	13,000		13,000	11,000		11,000
	自治会費	7,500		7,500	3,000		3,000	
	小計	20,500		20,500	14,000		14,000	
	合計	660,500 (化) 665,500 (創) 708,000	640,000 (化) 645,000 (創) 687,500	1,300,500 (化)1,310,500 (創)1,395,500	197,500	183,500	748,000	

二十二年 度入学生 3年	学 費	授業料	515,000	515,000	1,030,000	117,500	117,500	470,000
			40,000	40,000	80,000			
		実験実習料	(化) 45,000 (創) 87,500	(化) 45,000 (創) 87,500	(化) 90,000 (創) 175,000	16,000	16,000	64,000
		施設設備料	125,000	125,000	250,000	50,000	50,000	200,000
	小計	680,000 (化) 685,000 (創) 727,500	680,000 (化) 685,000 (創) 727,500	1,360,000 (化)1,370,000 (創)1,455,000	183,500	183,500	734,000	
	委託徴収金	後援会費	13,000		13,000	11,000		11,000
	自治会費	7,500		7,500	3,000		3,000	
	小計	20,500		20,500	14,000		14,000	
	合計	700,500 (化) 705,500 (創) 748,000	680,000 (化) 685,000 (創) 727,500	1,380,500 (化)1,390,500 (創)1,475,500	197,500	183,500	748,000	

二十一年 度入学生 4年	学 費	授業料	515,000	515,000	1,030,000	117,500	117,500	470,000
			40,000	40,000	80,000			
		実験実習料	(化) 45,000 (創) 77,500	(化) 45,000 (創) 77,500	(化) 90,000 (創) 155,000	16,000	16,000	64,000
		施設設備料	125,000	125,000	250,000	50,000	50,000	200,000
	小計	680,000 (化) 685,000 (創) 717,500	680,000 (化) 685,000 (創) 717,500	1,360,000 (化)1,370,000 (創)1,435,000	183,500	183,500	734,000	
	委託徴収金	後援会費	13,000		13,000	11,000		11,000
	同窓会費	10,000		10,000	10,000		10,000	
	校友会費	20,000		20,000	20,000		20,000	
	自治会費	7,500		7,500	3,000		3,000	
	小計	50,500		50,500	44,000		44,000	
合計	730,500 (化) 735,500 (創) 768,000	680,000 (化) 685,000 (創) 717,500	1,410,500 (化)1,420,500 (創)1,485,500	227,500	183,500	778,000		

③ 試験に関する諸規程

試験規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第33条に規定する試験について、公正に実施し、あわせて学生の学習向上をはかることを目的とする。

(試験の意義・努力規定)

第2条 試験は学生個人個人の学習の到達度を確認し、あわせて教育活動の成果を評価するために実施される。大学及び教職員はこの目的を効果的に達成するよう努力しなければならない。

(試験の種類)

第3条 試験は科目試験と、卒業論文試験とする。

2 科目試験は、筆記試験を学期末に行うことを原則とする。ただし、実験、製図、演習等の科目は、平素の成績により考查することができる。

3 前項の規定に関わらず、科目により必要かつ教育的に意義がある場合は学期の中間において臨時に試験を行うことができる。

4 卒業論文試験は、論文、計画又は実験報告について随時行う。

(試験方法)

第4条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験の成績評価)

第5条 試験の成績は100点法で示すものとし、90点以上を秀、80点以上89点以下を優、70点以上79点以下を良、60点以上69点以下を可、59点以下を不可とする。

(定期試験時間割)

第6条 定期試験の時間割は、原則として、試験開始日の1週間前に掲示で発表する。

(定期試験の受験資格)

第7条 試験を受験するには、あらかじめ学期初めの定められた期間に当該科目の履修登録をしていなければならない。

2 試験を受験するには、前項のほか、受験する学期までの学費を納入していなければならない。

(遅刻及び退出)

第8条 試験開始後30分以上経過したときは、受験できない。

2 試験開始後40分以上経過しなければ試験場から退場できない。

(受験者の義務)

第9条 受験者は試験の意義をふまえ相当の学習効果をあげ、かつ試験が公正に実施されるよう努力するものとする。

2 受験者は試験場において次の事項に従わなければならない。

- (1) 学生証(仮学生証を含む)を机上に提示すること。
- (2) 答案用紙は、解答の有無にかかわらず必ず提出すること。
- (3) 筆記用具及び許可された物品以外のものは、原則として各自の足元に置くこと。
- (4) 試験時間中の物品の貸借をしないこと。
- (5) 不正行為若しくは不正行為とまぎらわしい行為をしないこと。
- (6) 試験監督の指示に従うこと。

(試験監督)

第10条 試験監督は、当該科目担当教員及び教職員が当たる。

2 試験監督は、教務部長の指揮の下に公正かつ円滑に試験を実施する。

3 必要に応じて試験監督補助者を置くことができる。

(試験委員会)

第11条 試験を公正に実施し学生の学習向上に資するために試験委員会を置く。

2 試験委員会は前項の目的を達成するために必要な事項を検討し教授総会に報告する。

3 試験委員会は試験の公正実施に関して調査・研究し、広報を行うことができる。

- 4 受験に関して不正行為が行われた場合は、試験委員会は別に定める受験不正行為に対する指導規程に基づき、審議し指導方針案を決定する。
- 5 試験委員会は定員の過半数をもって成立する。ただし、第4項の場合については、定員の3分の2以上をもって成立する。議決は出席委員の3分の2以上の賛成をもって決定する。
- 6 試験委員会に事務局を置き、新宿教務課及び八王子教務課が担当する。

(試験委員)

第12条 試験委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 工学部・機械工学科 1名
 - (2) 工学部・機械システム工学科 1名
 - (3) 工学部・応用化学科 1名
 - (4) 工学部・環境エネルギー化学科 1名
 - (5) 工学部・電気システム工学科 1名
 - (6) 工学部・情報通信工学科 1名
 - (7) 建築学部・まちづくり学科 1名
 - (8) 建築学部・建築学科 1名
 - (9) 建築学部・建築デザイン学科 1名
 - (10) 情報学部・コンピュータ科学科 1名
 - (11) 情報学部・情報デザイン学科 1名
 - (12) グローバルエンジニアリング学部・機械創造工学科 1名
 - (13) 基礎・教養教育部門 2名
 - (14) 教務部長
 - (15) 学生生活委員会選出委員 1名
- 2 各系列・課程選出試験委員に事故又は支障ある場合は、委員に代わり代理の委員が出席することを認める。ただし、代理で出席する委員は、各系列・課程においてあらかじめ1名を選出し、届け出るものとする。
 - 3 試験委員会は互選により委員長を選出する。また必要により副委員長を選出することができる。
 - 4 試験委員及び代理で出席する委員の任期は2カ年とし、期間は4月1日より翌々年の3月31日までとする。

付 則

- 1 この規程の改廃は、教授総会において決定する。
- 2 この規程は平成7年6月12日から施行する。

付 則

この規程は、平成10年12月21日から施行する(第12条第2項に代理で出席する委員に関する条文を追加)。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する(学科設置に伴う委員構成及び事務組織の改編に伴う条文改正、その他字句修正)。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する(学内委員会統合に伴う条文改正)。

付 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する(学科設置に伴う委員構成の改正)。

付 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する(試験の成績評価を5段階に改正)。
- 2 第5条試験の成績評価は、平成15年度の入学生から適用する。

付 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する（学生生活幹事廃止に伴う改正、新学部・新学科設置に伴う選出委員の改正）。
- 2 第12条の選出委員以外に工学部・国際基礎工学科、工学部・電気工学科、電子工学科、情報工学科に在学生在の限りにおいて、各1名の委員を選出することができる。
- 3 第12条の選出委員のうち、工学部・電気工学科と(7)工学部・電気システム工学科、工学部・電子工学科と(8)工学部・情報通信工学科、工学部・情報工学科と(11)情報学部・コンピュータ科学科または(12)情報学部・情報デザイン学科、工学部・国際基礎工学科と(13)グローバルエンジニアリング学部・機械創造工学科の委員は兼務することができる。

付 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する（新学部・新学科設置に伴う選出委員の改正）。
- 2 第12条の選出委員以外に工学部・環境化学工学科、マテリアル科学科、建築学科、建築都市デザイン学科に在学生在の限りにおいて、各1名の委員を選出することができる。
- 3 第12条の選出委員のうち、工学部・環境化学工学科と(5)工学部・環境エネルギー化学科、工学部・建築学科、建築都市デザイン学科と(11)建築学部・まちづくり学科、(12)建築学部・建築学科、(13)建築学部・建築デザイン学科の委員は兼務することができる。

受験不正行為に対する指導規程

(目的)

第1条 この規程は試験規程第11条第4項に基づき、学生の受験不正行為に対する指導の基準として定める。

(指導原理)

第2条 受験不正行為に対する指導はあくまでも教育指導の一環として行う。受験不正行為はあるまじき行為であり、厳正に対処されなければならないことを啓蒙すると共に、不正行為を行った学生が立ち直り、学業を成就するよう指導し、援助しなければならない。

(不正行為の取扱い)

第3条 受験不正行為を行った者は懲戒する。懲戒は不正行為の種類により訓告、停学又は退学とする。

- 2 訓告を受けた者は不正行為をした受験科目の成績を無効とする。停学及び退学となった者は不正行為をした受験期間の受験科目全部の成績を無効とする。

(不正行為と懲戒の種類)

第4条 不正行為の種類及びそれに対する懲戒は次のとおりとする。

この表において、代人とは本人に代わって受験する者をいう。不正資料とはその試験において、使用を許可されていない学習資料や機器等の物品をいう。ただし、持ち込み可の試験において、許可された資料であるかについて疑いが生じた場合は、試験を滞りなく終了させた上で、試験終了後報告書を作成し、試験委員会で判断する。問題となった資料等の扱いは、第6条以下の規定に準ずる。

不正行為の種類	懲戒
1 答案を盗んだ場合	退学
2 代人に答案を作成させた場合 (1) 代人が本学学生でない場合 (2) 代人が本学学生の場合	退学 ともに無期停学
3 不正行為による答案の作成 (1) 強要による場合 (2) 合意による場合	強要した者を無期停学、応じた者を訓告 ともに停学3カ月
4 前もって準備した不正資料が、試験開始後発見された場合	停学1カ月
5 他人の答案を盗見し、答案を作成した場合	停学1カ月

6 試験監督の注意に従わない場合	試験委員会の決定による。
7 言語動作により不正な相互連絡をした場合	試験委員会の決定による。
8 試験の実施を妨害した場合	試験委員会が、訓告、停学又は退学の懲戒を決定する。ただし、相当の理由がある場合は、懲戒を行わないことができる。
9 他人の受験を妨害した場合	試験委員会が、訓告、停学又は退学の懲戒を決定する。ただし、相当の理由がある場合は、懲戒を行わないことができる。
10 その他の不正行為	試験委員会の決定による。

(再行為)

第5条 不正行為を行い本規程により懲戒された者が、再び不正行為を行った場合は、前条の規定より重い懲戒を行う。

(不正行為を発見した場合の臨機処置)

第6条 不正行為を発見した試験監督は、不正行為を行った者にその科目の受験を中止させ、答案用紙、不正資料などの保全に努め、ただちに試験委員長（不在の時は副委員長又は委員）に報告する。

2 この報告を受けた委員長又は副委員長若しくは委員は、その事実を不正行為を行った者の所属する学科の主任教授に通知する。

(報告書)

第7条 試験監督及び試験科目担当教員は不正行為を行った者に対して事実の確認をするとともに、事情を聞き取り、報告書をまとめる。ただし試験監督及び試験科目担当教員の承認の下に事務局が行うことができる。

2 この報告書には試験監督及び試験科目担当教員の不正行為を行った者に対する指導についての意見を含むものとする。

(試験終了後判明した不正行為)

第8条 試験終了後に不正行為が指摘された場合も、第6条、第7条の規定に準じて報告する。

(試験委員会の開催・指導方針案の作成)

第9条 試験委員会は、第6条の報告が行われた場合、または第8条の場合、速やかに委員会を開催する。

2 試験委員会において不正行為が確認された場合は、不正行為を行った者に対する指導方針案を作成する。

3 指導方針案は、懲戒の程度及び事後指導の基本方針を含むものとする。そのほか必要により試験の公正実施に関して意見を述べることができる。

4 この審議には、不正にかかる答案用紙、不正資料、試験監督の報告書、不正行為を行った者の弁明書などを資料として提出する。また試験委員会はその他必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

5 試験委員会は、この審議にあたり当該試験監督及び不正行為を行った者の出席は求めない。

(懲戒の決定と執行)

第10条 教授総会は試験委員会の報告した指導方針案に基づき懲戒を決定する。

2 学長は、教授総会の決定により懲戒を行う。

3 教授総会が緊急に開催できない場合は学長は試験委員会の指導方針案に基づいて懲戒を行うことができる。この場合、その後に行われる教授総会において報告し、承認を受けるものとする。

4 懲戒を行う場合は大学の掲示板に掲示する。

(通知)

第11条 懲戒の本人への通知及び指導は教務部長が行う。

2 教務部長は必要により本人の所属する学科主任教授その他適当な教員に委任することができる。

(事後指導)

第12条 教務部長又は教務部長より委任された教員は事後指導に当たる。停学となった学生に対しては停学期間中適宜指導を行う。

2 停学の懲戒を受けた学生は、停学期間中は委任された教員の指導の下で勉学に努めなければならない。

3 事後指導の内容は教授総会に報告する。

(停学の解除)

第13条 停学期間の半ばをすぎ、又は無期停学が3カ月を経過した後に、改悛の情が顕著な場合、試験委員会は事後指導担当教員の報告に基づき審議の上停学を解除する指導方針案を教授総会に提出することができる。

2 前項の規定にもかかわらず、事後指導担当教員による指導が充分になされ、かつ改悛の情が特別に顕著な場合、2カ月を経過した時点において、試験委員会は事後指導担当教員の報告に基づき審議の上停学を解除する指導方針案を教授総会に提出することができる。

3 学長は、教授総会の決定により停学の解除を行う。

4 教授総会が緊急に開催できない場合は、学長は試験委員会の指導方針案に基づいて停学の解除を行うことができる。この場合、その後に行われる教授総会において報告し、承認を受けるものとする。

(再審査)

第14条 懲戒を受けた者がその懲戒に不服の場合は、再審査を要請することができる。

2 再審査の要請は再審査を必要とする理由を添えて、懲戒が通知されてから1カ月以内に本人が文書で学生部長に対して行う。

3 再審査の要請があった場合、学生部長はすみやかに学生生活委員会を開き、再審査の可否を決定する。ただし、試験委員である学生生活幹事はこの審議には参加できない。

4 学生生活委員会は、再審査を可とする場合は具体的な意見を付して試験委員会に通知する。

5 学生生活委員会が前項の通知を行った場合、試験委員会はすみやかに再審査を行わなければならない。再審査には学生部長及び試験委員ではない学生生活幹事1名が参加する。

6 試験委員会の再審査の結果は学生生活委員会の通知とあわせて教授総会に報告する。

7 教授総会は懲戒の再審査についての決定を行う。

付 則

1 この規程の改廃は、教授総会において決定する。

2 この規程は、平成7年6月12日から施行する。

3 受験不正行為処理規程（昭和34年6月22日制定）は廃止する。

付 則

この規程は、平成10年6月15日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年12月22日から施行する（第2条指導原理、第4条不正行為の種類と懲戒、第12条事後指導及び第14条再審査の一部改正）。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する（字句修正）。

付 則

この規程は、平成14年12月16日から施行する（第9条委員会の開催・指導方針案の作成、第12条事後指導の一部改正）。

追試験制度

1. 疾病・負傷、試験会場に向かう途中の事故、又はやむを得ない理由により、定期試験を受験できない者を対象として、追試験を実施する。

2. やむを得ない理由とは、以下のものをいう。

①定期運行している交通機関の事故又は災害等

②親族の危篤、死亡（本制度における親族とは、2親等以内の親族とする）

③自宅の火災

④感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

第6条第2項の一類感染症又は第3項の二類感染症の患者

⑤その他第1号から第4号に準ずるものとして、試験委員会が承認したもの

3. 追試験は、定期試験を実施する科目について行う。

4. 追試験の実施方法は、科目担当者が決定する。

付 則

この制度は、平成12年6月12日から施行する（平成12年6月12日開催第673回教授総会で承認）。

付 則

この制度は、平成15年12月15日から施行する（平成15年12月15日開催第711回教授総会で承認）。

付 則

この制度は、平成20年2月18日から施行する（平成20年2月18日開催第757回教授総会で承認）。

注 意

なお、追試験申請については、申請理由を明確に証明する書類を必要とし、虚偽の申請により追試験制度を悪用した場合、「受験不正行為に対する指導規程」第4条、不正行為の種類第10項が適用され、懲戒の対象になりますので、ご注意ください。

4 転籍に関する取扱い細則

- (1) この細則は、学則第27条の規定に基づき学生が在籍する部又は学部・学科若しくはコースを変更しようとするときの取扱いについて定める。
- (2) 転部または転学部・転科もしくは転コース（以下「転籍」という。）は、本人の出願により収容学生定員に余裕のある場合に、原則として同一学年（進級学年）に限り許可することがある。ただし、工学部第2部から工学部第1部・建築学部・情報学部又はグローバルエンジニアリング学部への転籍は、1年次から2年次もしくは2年次から2年次に限定する。
- (3) 転籍は学年度初めに限って許可する。
- (4) 転籍を出願する時期は、前年度の1月21日から1月末日までとし、保証人が連署した所定の願書に手数料500円を添えて新宿教務課又は八王子教務課に提出しなければならない。
ただし、建築学部内2年次終了時の転籍においては、手数料を要しない。
- (5) 転籍の許可は、転籍希望先の学科で適否を審査し、教授総会の議を経てこれを決定する。なお、工学部第2部から工学部第1部・建築学部・情報学部又はグローバルエンジニアリング学部への転籍審査は、在学中の成績による第1次選考と転籍試験の成績結果を総合した第2次選考により行う。
第2次選考料は10,000円とする。
- (6) 転籍を許可された者の原籍復帰は、1年以内はこれを認めない。
- (7) 転籍を許可された者は、転籍料10,000円を納入しなければならない。
ただし、建築学部内2年次終了時の転籍においては、転籍料を要しない。
- (8) 転籍を許可された者のうち、工学部第2部から工学部第1部・建築学部・情報学部又はグローバルエンジニアリング学部への転籍の場合にあっては、入学金の差額を納入しなければならない。
入学金の差額とは、本人が入学した年度の入学金の差額をいう。
- (9) 転籍を許可された者の既修得単位の再認定は、基礎・教養教育部門及び新所属学科が行う。
- (10) 転籍を許可された者に対しては、新学籍の学科、年次の学修規定が適用される。
- (11) この細則の改廃は、主任教授会議の議を経て教授総会で行う。

付 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成19年1月26日から施行する。

付 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

5 再入学取扱要項

- (1) この要項は、退学した者及び除籍を受けた者（学則第30条第1項第1号及び第3号該当者）が再入学するときの規定である。
- (2) 再入学を出願できる期限は、退学・除籍後4年以内とし、出願年次の成績取得状況等が退学、除籍前の在籍期間を算入して通算8年以内に卒業見込みのある者とする。
- (3) 再入学を出願する時期は、前年度の2月1日から2月15日までとし、保証人連署した所定の再入学願に手数料500円を添えて、新宿教務課又は八王子教務課に提出する。ただし、除籍を受けた者が再入学願を提出する場合には、再度除籍を受けることのないようにする旨の誓約書を本人及び保証人連署のうえ、提出しなければならない。誓約書にそむいた者は再除籍とし、再び入学することは認められない。
- (4) 再入学を出願した者は、学科の面接を受けなければならない。
- (5) 再入学を許可された者は、指定した期日までに選考料（出願年度の入学検定料と同額）、再入学金及び第1回分の学費を納入すると共に、情報登録票（誓約書付）、戸籍抄本（又は住民票抄本）を教務部を通じて提出しなければならない。指定した期日までにこれらの手続を完了しない場合は、再入学許可を取り消す。
- (6) 再入学者の納入金額は、次のとおりとする。
 - ① 再入学金（再入学した年次の入学金の半額）
 - ② 学 費
再入学した学科、年次の学費を適用する（工学部第1部・建築学部・情報学部・グローバルエンジニアリング学部の1、2年次に再入学した場合は、3年次に授業料が増額される。）。
ただし、再入学金以外の入学金は、別に徴収しない。
- (7) 再入学者に対しては、退学前に修得した単位の全部又は一部を再認定することがある。
- (8) 再入学者には、再入学した学科、年次の学修規定が適用される。

付 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する（再入学を出願できる期限、手数料、出願者の学科面接、選考料及び事務組織の改編に伴う条文改正）。

付 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する（規程名称変更及び再入学者の学費適用学科、年次に係る条文改正）。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する（学部追加に係る条文改正）。

付 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する（学部追加に係る条文改正）。

6 編入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、工学院大学学則(以下「学則」という。)第27条に基づき、編入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 本大学に編入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければいけない。

- (1) 4年制大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- (2) 4年生大学に2年以上在学し、かつ62単位以上修得した者、又は修得見込みの者
- (3) 4年生大学に2年以上在学し、かつ40単位以上62単位未満修得した者、又は修得見込みの者
- (4) 短期大学を卒業した者、又は卒業見込みの者
- (5) 高等専門学校を卒業した者、又は卒業見込みの者
- (6) 工学部第2部においては、専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者、又は修了見込みの者（ただし、学校教育法第56条に規定する大学入学資格を有する者に限る）

(編入学年次)

第3条 編入学できる年次は、次のとおりとする。

- (1) 前条1項1号に該当する者は3年次又は2年次
- (2) 前条1項2号に該当する者は3年次又は2年次
- (3) 前条1項3号に該当する者は2年次
- (4) 前条1項4号に該当する者は3年次又は2年次
- (5) 前条1項5号に該当する者は3年次又は2年次
- (6) 前条1項6号に該当する者は2年次

(編入学の時期)

第4条 編入学の時期は、年度始めとする。

(出願手続き)

第5条 編入学を志願する者は、指定の期日までに所定の出願書類に選考料を添えて願い出でなければならない。

(選考方法)

第6条 編入学を志願する者には、書類審査並びに筆記試験・面接等により選考を行う。選考方法の詳細については別に定める。

(在学期限)

第7条 編入学者の最長在学年限は、2年次編入者は6年、3年次編入者は4年とする。

(単位認定)

第8条 編入学者が本学入学前に在籍した学校で修得した単位の本学における認定については別に定める。

(適用学則等)

第9条 編入学を許可された者には、編入学年次の学則及びその他の規程を適用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教務教育委員会の議を経て教授総会で行う。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

7 学生掲示規程

- (1) 学生が掲示する時には所定の自治会掲示板を使用するものとする。
- (2) 掲示物には責任者名を明記し、自治会受付の捺印を受けるものとする。
- (3) 掲示期間を経過したものは責任者において撤去するものとする。
- (4) 掲示後、大学は不適当と認められるものについては、撤去を自治会に指示できる。
- (5) 所定以外の場所に掲示するとき、または立看板を用いる場合はその都度学生課に許可を得ることを要する。

8 教職特別課程規程

(準拠)

第1条 この規程は本学学則第11章第40条4に基づいて定める。

(課程、定員及び修業年限)

第2条 本学に修業年限1年の教職特別課程を置き、入学定員は次のとおりとする。

教職特別課程 50名

(入学)

第3条 入学の時期は学年の初めとする。

第4条 教職特別課程に入学できる者は学士の学位を有し、教育職員免許法に定める教科に関する科目の単位を20単位以上修得しているか、修得しているとみなしうる者とする。

- 2 教職特別課程において専修免許状を取得できる者は、前項のほか教育職員免許法別表第一に定める資格を有し、同法に定める教科又は教職に関する科目を大学院修士課程又は専攻科若しくはそれに相当する課程で24単位以上修得しているか、修得しているとみなしうる者に限る。

(資格審査)

第5条 教職特別課程に入学を志願する者はそれに先立つて教科に関する科目の単位修得の認定を受けなければならない。ただし取得しようとする免許教科についての教科に関する科目を、教職課程として認定されている課程において教育職員免許法に定める単位数以上修得している者はこの限りではない。

- 2 本学学生又は卒業生が本学において修得した単位についてはこの認定は行わない。
- 3 この認定のための審査は書類審査とする。ただし必要により面接を行うことができる。
- 4 教科に関する科目の単位修得の認定を受けようとする者は、認定申請書に所定の認定審査料及び認定を受けようとする科目を修得した大学の卒業証明書、成績証明書その他必要な書類を提出する。

ただし専修免許状の取得を希望する者は、大学院の修了証明書、成績証明書をあわせ提出する。

(入学者の選考)

第6条 第4条の資格を有する者及び前条の審査により第4条の入学資格を認定された者は教職特別課程の入学を志願できる。

- 2 志願者の選考は書類審査及び面接とする。ただし面接は行わないことができる。
- 3 教職特別課程に入学を志願する者は入学願書に所定の入学検定料及び次の書類を提出しなければならない。ただし前条の審査を受けた年に入学を志願する者は審査を受けるときに提出した書類については提出を省略することができる。
 - (1) 卒業証明書、ただし専修免許状の取得を希望する者は学部及び大学院のもの
 - (2) 成績証明書、ただし専修免許状の取得を希望する者は学部及び大学院のもの
 - (3) 教科に関する科目単位修得認定書(本学発行のものに限る)
 - (4) 戸籍抄本又は住民票
 - (5) その他指定する書類
- 4 志願者の選考は教職課程主任の主査のもとに行い、教授総会の議に基づいて学長が入学を許可する。

(学生)

第7条 教職特別課程学生は教職課程に所属し、指導を受けなければならない。

- 2 教職特別課程学生は教職に関する科目を履修しなければならない。
- 3 教職特別課程学生には、本規程のほか学則及びその他の一般学生に適用する諸規程を準用する。

(入学金、授業料等)

第8条 資格審査料、入学検定料、入学金、授業料その他の納入金は別表に定めるところによる。

(雑則)

第9条 本規程に規定するもののほか、本規程の実施に必要な細則は別に定める。

(改正)

第10条 本規程の改廃は、教授総会の議によるものとする。

付 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表

資格審査料 2万円

入学検定料 1万円

入学金 5万円
授業料（基礎額） 30万円（33単位まで履修可）
授業料（従量額） 基礎額で履修できる33単位を超えた分の
履修単位数に15,000円を掛けた額
施設費 5万円
実験実習費（教育実習費を含む） 5万円

9 学芸員課程規程

（準拠）

第1条 この規程は、本学学則第12章第41条第3項に基づいて定める。

（運営組織）

第2条 学芸員課程は全学の資格課程とし、課程の運営は、教職課程が当たる。

（学芸員課程費、博物館実習費）

第3条 学芸員課程費及び博物館実習費は、次のとおりとする。なお、一旦納入された学芸員課程費及び博物館実習費は、返還しない。

- (1) 学芸員課程費 10,000円（登録時に納入）
- (2) 博物館実習費 20,000円（実習年度に納入）

（学芸員資格証明書）

第4条 大学卒業に必要な所定の単位を取得し、かつ、学芸員課程の資格取得に必要な博物館法に定める科目及び本学で定める関連科目の単位を取得した場合には、卒業時に「学芸員資格証明書」を交付する。

（細則）

第5条 この規程の実施に必要な細則は、別に定める。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、教務教育委員会の議を経て、教授総会において決定する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

10 科目等履修生規程

（目的）

第1条 この規程は、工学院大学学則第52条第2項の規定に基づき、科目等履修生に関して必要な事項を定める。

（科目等履修生）

第2条 本学の学部生以外の者が本学学部において、授業科目の1科目又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、学部学生の教育研究に支障が生じない限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

（出願資格）

第3条 科目等履修生として出願できる者は、履修科目を学修し得る十分な学力があると認められる者とする。

（試験及び単位）

第4条 科目等履修生は履修した授業科目について試験を受けることができる。

- 2 試験に合格した授業科目については、その授業科目に定められた単位を認定する。

（出願手続）

第5条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 志願書（本学所定の用紙）
- (2) 履修登録書（本学所定の用紙）
- (3) 最終学歴の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 健康診断書

(5) その他必要な書類

2 外国籍の出願者は前項第1号から第4号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 登録原票記載事項証明書

(2) 身元保証書(日本に居住する確実な保証人により、本人在学中の行為等について責任を持つことを保証する書類。)

(3) 保証人の在職証明書

(出願期間)

第6条 出願期間は別に定める出願要項のとおりとする。

(1) 前期 2月下旬～3月上旬の指定期間

(2) 夏期特別授業 6月上旬～6月中旬の指定期間

(3) 後期 7月下旬～8月上旬の指定期間(志願者の選考及び入学許可)

第7条 志願者の選考は、科目等履修生の履修する授業科目の所属学科が行い、入学許可は教授総会の議を経て学長が決定する。

(入学時期及び履修期間)

第8条 入学時期は原則として学期の始めとし、履修期間は当該学期の終わりまでとする。

2 夏期特別授業を履修する場合の入学時期は7月とし、履修期間は夏期特別授業の終わりまでとする。

(検定料)

第9条 検定料は出願ごとに5,000円とする。

(授業料)

第10条 科目等履修生として許可された者は、授業料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 授業料は次のとおりとする。

(1) 本学卒業生は1単位につき7,500円

(2) 学外者は1単位につき15,000円

3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は入学許可を取り消す。

(既納の諸納付金の返付)

第11条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。

(単位修得証明書の交付)

第12条 試験に合格した履修科目については、本人の申請により、単位修得証明書を交付する。

(学士の学位)

第13条 科目等履修生には、学士の学位の授与は行わない。

(退学及び除籍)

第14条 本学の諸規則に違反し、又は科目等履修生として適当でないと認められたときは、学長はこれを除籍することができる。

(規則の準用)

第15条 この規程に定めるものの他、科目等履修生には学部学生に関する諸規則を準用する。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、教授総会の議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

11 大学研究生規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学学則第56条第2項の規定に基づき、研究生に関して必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 学部において、専門事項に関する研究をしようとする者があるときは、当該学科（基礎・教養教育部門を含む。以下同様とする。）において支障がないと認められた場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(出願資格)

第3条 研究生を志願できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 入学志願書
 - (2) 研究計画書
 - (3) 出身大学の卒業又は見込み証明書及び成績証明書
 - (4) 健康診断書
 - (5) 住民票又は住民票記載事項証明書
- 2 外国籍の出願者については前項第1号から第4号に定める書類のほか、次の書類を提出しなければならない。
- (1) 登録原票記載事項証明書
 - (2) 身元保証書

日本に居住する確実な保証人(保証人が外国籍である場合は、原則として在学期間中在日し得る者)により、入学後の行為一切について責任を持つことを保証する書類

- 3 前項第1号に定める書類の提出は、入学時まで延期することができる。

(出願期間)

第5条 出願期間は次のとおりとする。ただし、「研究生の研究料等減免取扱細則」に定める研究料等減免事項該当者の出願期間はこの限りではない。

- (1) 前期 1月16日から1月31日まで
 - (2) 後期 8月25日から9月10日まで
- 2 前項の期間外に願い出があり、特別の事情が認められたときは、この限りでない。

(志願者の選考及び入学許可)

第6条 志願者の選考は、当該学科が選考の上、入学許可は教授総会の議を経て、学長が決定する。

- 2 許可人数は指導教員1名につき、原則として研究生3名を限度とする。

(入学時期及び研究期間)

第7条 入学時期は原則として学期の始めとし、研究期間は1年以内とする。ただし、特別な理由のある場合は、本人の願い出により教授総会の議を経て、研究期間の延長を認めることがある。

(指導教員)

第8条 研究生は、指導教員の指導を受け、本学において研究に従事するものとする。

- 2 指導教員は、本学専任の教授、准教授又は講師のうちから定める。

(授業科目への出席)

第9条 指導教員が必要と認められた場合は、授業科目担当教員の許可を得て研究に関連のある授業科目に出席することができる。ただし、出席した授業科目の単位の認定は行わない。

(検定料)

第10条 検定料は5,000円とする。ただし、第7条の規定により継続を認められた場合は免除とする。

(研究料)

第11条 研究生として許可された者は、研究料を指定の期日までに納入しなければならない。

2 研究料は次のとおりとする。ただし、第7条の規定により継続を認められた場合は、当該期間の研究指導料を納入しなければならない。

- (1) 入学金 20,000円
(2) 研究指導料 前期 120,000円 後期 120,000円
- 3 指定の期日までに前項の手続を完了しない場合は、入学許可を取り消す。
(研究料等の減免)
- 第12条 研究料等の減免については別に定める。
(既納の諸納付金の返付)
- 第13条 一旦納入した諸納付金は、返還しない。
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
(1) 重複又は超過納入になった納付金がある場合。
(2) 研究期間内に研究終了報告書の提出又は退学の願い出の時点で、前納されている翌期の研究指導料がある場合。
(研究終了報告書の提出)
- 第14条 研究生は研究期間終了時、研究終了報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。
(研究証明書の交付)
- 第15条 研究生が研究事項について証明を願い出たときは、研究証明書を交付する。
(退学及び除籍)
- 第16条 研究生が研究期間内に退学しようとするときは、学長に願い出なければならない。
2 本学の諸規則に違反し、又は研究生として適当でない認められたときは、学長はこれを除籍することができる。
(規則の準用)
- 第17条 この規程に定めるものの他、研究生には学部学生に関する諸規則を準用する。
(改廃)
- 第18条 この規程の改廃は、教務教育委員会及び教授総会の議を経なければならない。
- 付 則
この規程は、平成3年4月1日から施行する。
付 則
この規程は、平成15年12月15日から施行する。
付 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。
付 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

研究生の研究料等減免取扱細則

(目的)

第1条 この細則は、工学院大学研究生規定第12条の取扱いについて定める。

(研究料等の減免)

第2条 研究生のうち、次の各号の一に該当する者には検定料および研究料の一部を免除することができる。

- (1) 本学の学部卒業生または大学院修了生
(2) 研究のかたわら学生実験の準備その他教育の補助を行う者
(3) 前号に準ずる場合であって、当該学科主任教授が相当と認める事由がある者

(減免額)

第3条 前条により、研究料等の減免を行う場合の減免額は、前条第1号の該当者は検定料、入学金および研究指導料について、それぞれ所定額の2分の1、その他の者については研究指導料について、所定額の2分の1とする。

(減免の手続)

第4条 減免を適用しようとする者があるときは、当該学科主任教授から学長に申請し、学長がこれを決定する。

付 則

この細則は平成3年4月1日から施行する。

付 則

この細則は平成6年3月7日から施行する。

付 則

この細則は平成15年12月15日から施行する。

12 学外研修（インターンシップ）規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、インターンシップ（以下「学外研修」という。）に関し、必要な事項を定める。

（学外研修協力機関等）

第2条 学生が学外研修を履修するための国若しくは地方公共団体等の機関又は企業等（以下「学外研修協力機関等」という。）は、インターンシップ委員会の議を経て、学長が選定する。

（学外研修の授業科目）

第3条 学外研修の授業科目は、学外研修協力機関等の先で実施するものとする。

（学外研修参加申込書及び誓約書）

第4条 学外研修の授業科目を履修する学生（以下「学外研修学生」という。）は、学外研修参加申込書及び誓約書を学長を経て、学外研修協力機関等に提出しなければならない。

2 前項の学外研修参加申込書及び誓約書は、学外研修協力機関等所定のもので代えることができる。

（学外研修の履修）

第5条 学外研修学生は、学外研修協力機関等の定める諸規則及び学外研修指導責任者（学外研修協力機関等における学外研修指導責任者で、学長が委嘱する者をいう。以下同じ。）の指示に従って、学外研修の授業を履修しなければならない。

（異動報告）

第6条 学外研修学生は、学外研修期間中に学外研修協力機関等の研修場所に異動が生じたときは、所属学科の学外研修指導教員（以下「指導教員」という。）に異動の報告をしなければならない。

（学外研修報告書）

第7条 学外研修学生は、学外研修が終了したとき、学外研修指導責任者の認印を得て、指導教員に学外研修報告書を提出しなければならない。

（学外研修時間）

第8条 学外研修時間は、学外研修協力機関等において定める時間、又は学外研修指導責任者の定める時間とする。

（遅参、早退等する場合の手続き）

第9条 学外研修学生は、学外研修の時間に遅参、早退等する場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

（休む場合の手続き）

第10条 学外研修学生は、自己の都合により学外研修を休む場合は、事前に学外研修指導責任者の承認を得なければならない。

（休 日）

第11条 学外研修学生の休日は、学外研修協力機関等において定める休日とする。

（雑 則）

第12条 この規程に定めるものの他、学外研修に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

学外研修（インターンシップ）実施要項

1. 目的

- (1) 実践的・技術的感覚を養うこと。
- (2) 組織の中で働くことによって、技術に対する社会の要請を知り、学問の意識を認識するとともに、自己の創造性発揮の場を模索すること。
- (3) 学理と生産との総合的関連を体験することにより、自己の能力を開発し、錬磨すること。
- (4) 技術に対する問題意識を養い、自立性を高めること。

2. 学外研修の時期及び期間

- (1) 学外研修の時期は、原則として夏期休暇期間とする。
- (2) 期間は、原則として2週間ないし3週間とする。

3. 学外研修の内容

学外研修協力機関等の業務のうち、概ね工学部卒業者が従事する程度の業務内容とする。

4. 学外研修の授業に関しての委員会

学外研修の授業に関して必要な事項は、インターンシップ委員会で審議する。また、学外研修の実施に当たっては、次の者を置く。

- ア 指導教員（工学院大学）
- イ 学外研修指導責任者（学外研修協力機関等）

5. 指導教員の任務

- (1) 学外研修学生及び学外研修協力機関等との連絡に当たる。
- (2) 学外研修指導責任者からの「学外研修評価書」等に基づき、成績の評価を行う。
- (3) 学外研修協力機関等を訪問し、「学外研修調査書」を作成する。

6. 学外研修指導責任者の任務

学外研修指導責任者は、原則として学外研修協力機関等の配属先の長とし、学長が委嘱する。

また、任務は次のとおりとする。

- (1) 学外研修の指導に当たり、学外研修協力機関等における学外研修指導責任者として指導計画を立て、その計画に基づいて学外研修授業の指導を行う。学外研修終了後、指導結果について「学外研修評価書」を作成し、学長へ通知する。
- (2) 学外研修に関し、大学への希望事項等関連事項について連絡調整する。

7. 学外研修に係る報告書等

(1) 学外研修日誌及び学外研修報告書

学外研修学生は、学外研修終了後、「学外研修日誌」及び「学外研修報告書」を指導教員に提出する。

(2) 学外研修調査書

指導教員は、学外研修協力機関等を訪問し、「学外研修調査書」を作成の上、成績評価を行う指導教員へ提出する。

8. 学外研修評価書

学外研修指導責任者は、「学外研修評価書」により、又はこれに準じた様式により学外研修終了後、学長に通知する。

9. 成績の評価

成績の評価は、学外研修学生が提出する「学外研修日誌」、「学外研修報告書」、指導教員が作成する「学外研修調査書」及び学外研修協力機関等の学外研修指導責任者が作成する「学外研修評価書」に基づいて指導教員が行う。

卒業後の進路

1 就職支援センター

【就職支援】

本学では、学生に対する求人・就職情報の周知と支援等の就職斡旋機能を確立するために、共通課程と各学科の主任教授の他に専任教員各学科2名、教務部長、学生部長、就職支援センターで構成する就職委員会を設置している。

就職委員会では、就職指導方針の策定、各種行事の企画、応募者の学内選考、優良企業の開拓などに力を注ぎ、各学科と就職支援センターが緊密な連携のもとに学生がよりよい就職活動ができるよう指導、支援を行っている。

【就職意識の醸成】

就職は自分自身の一生の問題であり、他人まかせではいけない。大学の斡旋、ご父母、先輩、知人の援助もさることながら、基本は自己の問題であり、十分な就職意識と職業観の上に立って、自己の実力を発揮できるよう責任をもって対処することが大切である。就職の準備・活動は企業の選考がたけなわになってからスタートしたのでは遅い。低学年から職業意識を養い、今、自分は何をなすべきか、その手順を常に具体的かつ明確にしておくことが重要である。

【就職相談】

就職支援センターは、就職に関する情報の公開と同時に企業の人事担当者や学生諸君の先輩からもたらされる貴重な情報のデータベースの役目を果たしている。この情報を学生諸君に提供したり、就職活動に伴ういろいろな悩みや相談事に対し、随時就職相談を行っている。気楽に相談に来ていただきたい。

相談は、下記JOB STATIONの開室時間内で相談に要する時間を考慮のこと。

【就職支援アドバイザー】

就職支援センターは、社会経験の豊富なOBによる就職相談を実施している。面接方法やエントリーシートの書き方をはじめ、社会人・企業人としてのものの見方、考え方など多方面にわたってアドバイスしている。是非、相談していただきたい。特に面接試験は各企業とも重要視しているため、事前に模擬面接などを体験しておくことが大切である。アドバイザーによる相談時間は、13:00～18:00であるが、事前の相談予約も受け付けているので有効活用していただきたい。

【JOB STATIONの利用】

新宿校舎のJOB STATION は2階にあり、就職相談が気楽にできるスペースを確保している。また、八王子JOB STATIONはチューデントセンターの4階にあり、明るくゆったりとしたスペースで就職相談が可能である。

・新宿校舎 9:00～18:00(火・木は19:20、土は16:50)

・八王子校舎 9:30～17:50(土は16:50)

(注) 1. 室内に備え付けてある資料・書籍等の持出しは一切禁止する。

2. 室内には、必要に応じて使用できるようにパソコンやプリンターを設置している。

(開室時間の変更等については掲示するので注意すること)

【就職ガイド】

就職関係についての詳細は「就職ガイド」を配布するので熟読のこと。この「就職ガイド」は企業の採用動向や学生の就職活動の流れ、ポイントが明記されているもので、なくてはならない必携のものである。

なお、就職関係行事の詳細については、全て掲示やキューボードで周知するので見落とし等のないよう充分注意すること。

【電子メールによる情報提供】

大学が発行している学生諸君のアドレスに電子メールを送り始める。電子メールは企業とのやり取りにも使われるので、少なくとも毎日1回はチェックする習慣をつけること。

2012年度 就職支援行事予定

※各行事は、別途キューポートや掲示等で個別に案内するので注意すること。
 ※状況に応じて追加行事や内容変更もあるので予め注意のこと。

行事名	対象学年
4月 学内個別企業説明会	学部4年生、修士2年生
5月 公務員スタートガイダンス	学部3年生、修士1年生中心
就職状況報告会(11年度状況報告と今後に向けて)	学部3年生、修士1年生
6月 合同企業セミナー	学部4年生、修士2年生
公務員試験対策各種講座〈3月末まで〉	学部3年生、修士1年生
7月 就職活動スタートガイダンス	学部3年生、修士1年生中心
8月 (夏期休暇)	
9月 職業適性診断テスト	学部3年生、修士1年生
適性診断テストフォロー講座	適性診断を受講した者
筆記試験対策講座・実践模試(SPI・一般常識等)	学部3年生、修士1年生
業界・職種研究講座	//
合同企業セミナー	学部4年生、修士2年生
10月 業界研究会(11月まで)	学部3年生、修士1年生
筆記試験対策講座・実践模試(SPI・一般常識等)	//
11月 自己分析講座	//
履歴書・エントリーシート対策各種講座	//
筆記試験対策講座・実践模試(SPI・一般常識等)	//
合同企業セミナー	学部4年生、修士2年生
12月 企業研究会	学部3年生、修士1年生
就活マナー講座・面接対策講座	//
エントリーシート模擬試験	//
筆記試験対策講座・実践模試(SPI・一般常識等)	//
1月 合同企業セミナー	//
模擬面接講座〈3月まで〉	//
2月 合同企業セミナー	//
公務員試験対策春期集中講座	学部3年生、修士1年生中心
3月 学内個別企業説明会	学部3年生、修士1年生

今年度以降就職活動のカレンダーが大幅に見直されるかもしれませんのでご注意事項です。

2 大学院の案内

【大学院工学研究科の概要】

大学院工学研究科は、学部での教育による基礎の上に、工学における理論と応用を教授・研究することを目的として、1964年4月に修士課程が、1966年4月に博士課程が設置されました。研究科は6つの専攻に分かれており、それぞれの専攻は工学部、グローバルエンジニアリング学部、情報学部、及び建築学部の複数の学科を基盤とし、広い範囲にわたる専門分野の教授陣を揃えています。

【大学院での学修】

本大学院における教育は、授業科目による授業（単位制度によるもの〈修士課程〉）と、学位論文の作成等に関する指導（研究指導によるもの）によって行われます。

授業科目は、専修科目（必修）とその他の科目（選択）とに分れ、専修科目は講義（2単位）と演習（8単位）を一組として履修します。入学の際、自分の専攻の専修科目を選定しますが、その専修科目を担当する教員が指導教員となります。

システムデザイン専攻についての詳細は「工学研究科 学修便覧」にて確認してください。

【修了要件と学位】

〈修士課程〉

修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することによって修了することができます。システムデザイン専攻に関しては、修士課程に2年以上在学し、所定の授業科目37単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、特定の課題に関するProfessional Reportの審査および最終試験に合格することによって修了することができます。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者は1年以上の在学で修了を認めることがあります。また、学部4年次に先取り履修として取得した単位は修了に必要な単位に含むことができます。

修士課程を修了した者には「修士（工学）」の学位が授与されます。情報学専攻の場合は「修士（工学）」または「修士（情報学）」を選択できます。システムデザイン専攻の場合は「修士（工学）」または「修士（システムデザイン）」を選択できます。

〈博士後期課程〉

博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することによって修了することができます。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者は博士後期課程に1年以上の在学で修了を認めることがあります。

修了者には、「博士（工学）」の学位が授与されます。情報学専攻の場合は「博士（工学）」または「博士（情報学）」を選択できます。

【専攻別募集人員】

研究科名	専攻名	修士課程	博士後期課程
		入学定員	入学定員
工学研究科	機械工学専攻	40	3
	化学応用学専攻	40	3
	電気・電子工学専攻	40	3
	情報学専攻	30	3
	建築学専攻	40	3
	システムデザイン専攻	20	—
	計	210	15

【入学試験(修士課程)】

〈学内推薦入学〉

本学卒業見込者を対象としています。学力試験を免除し、面接試験のみで選抜を行います。具体的な基準（成績の席次等）、申込時期、方法は専攻により異なるので、各学科の事務室に問い合わせてください。面接試験の実施は6月中旬（試験実施時期は変更する場合があります）です。

〈一般入試〉

大学卒業見込者および卒業生で、大学院修士課程に入学を希望する者を対象に年2回（9月上旬、2月下旬）選抜試験を実施しています（試験実施時期は変更する場合があります）。

第1部3年次に在学中で、希望する専攻の大学院委員会で特に優れた成績であると認められた者については飛び級入学試験もあります。

〈試験科目〉

専攻名	共通の試験	各専攻の専門基礎試験	各専攻の専門試験	面接試験
機械工学専攻	外国語 (英語)	数 学	専 門 科 目	口 頭 試 問
電気・電子工学専攻		専 門 基 礎 科 目		
情報学専攻		数学または 専門基礎科目の選択	専 門 科 目 又 は 即日設計の選択	
化学応用学専攻				
建築学専攻		数学または小論文		
システムデザイン専攻				

〈東京理工系4大学の協定による大学院修士課程特別推薦入試〉

工学院大学、芝浦工業大学、東京電機大学、東京都市大学の4大学は「東京理工系大学による学術と教育の交流に関する協定」に基づき、大学院修士課程特別推薦入試制度を実施しています。推薦資格は大学卒業見込者で、本学の学内推薦入学基準を満たしている者です。詳しい手続、日程等は4月中旬頃掲示します。

【大学院生の研究活動の支援】

本学では、大学院生の研究発表に対して他に例を見ないほど充実した支援を行っています。外国で開催される国際学会において大学院生が研究論文を発表するときは、渡航費として1名につき12万円までの交通費の補助金が支給されます。国内の発表でも交通費、参加登録費、宿泊費が補助されます。この支援を受けて、毎年多くの大学院生が学会発表を行っています。

また、在学中に投稿し学会誌に掲載された特に学術的に優秀な研究論文に対しては、優秀論文賞と副賞を贈呈し、その大学院生を表彰しています。

【低めに抑えた学費】

本大学院では24年以上も学費の改定を行わず、向上心ある人々に大学院での勉学の機会を広く提供する努力を続けており、他大学と比べてかなり低めの学費になっています。

〈学費等(修士課程)〉

(2012年度)

種 別	年 払 (一回払)	二回払		備 考
		入学時	後 期	
入 学 金	*50,000円	*50,000円	——円	他大学出身者は250,000円
学 費	860,000	430,000	430,000	
後援会会費	13,000	13,000	——	他大学出身者は入会金15,000円が必要
校 友 会 費	◇ 0	◇ 0	——	他大学出身者は20,000円
同 窓 会 費	◇ 0	◇ 0	——	他大学出身者は10,000円
学生教育研究災害傷害保険料	* 2,430	* 2,430	——	
合 計	925,430	495,430	430,000	

*は初年度のみ納入金を示す。

◇本学(学部)卒業生は、委託徴収金として同窓会費10千円、校友会費20千円徴収済みです。

◇システムデザイン専攻の学費は、年額920,000円です。

【奨学制度とTA制度】

本学学部の学業・人物ともに優秀な学生に本学大学院工学研究科修士課程への進学を奨励するため、授業料の半額が免除される進学奨励学費減免制度があります。また、大学院生の研究教育活動の一環としてTA（ティーチングアシスタント）制度を設けています。これは大学院生が学部の授業担当教員の指示に従い授業の補助を行うもので、担当すると所定の給与が支給されます。

③ 卒業後に取得できる主な資格・免許

在学中に所定の単位を修得することによって、在学中・卒業後に取得又は試験免除等になる主な資格・免許

学部・学科	資格・免許の種類	取得条件	【所轄官庁等】 問い合わせ先
工学部第1部 建築学部 情報学部 グローバル工学部 工学部第2部	高等学校教諭1種免許状	所定の科目を修得することにより、教員免許状を取得できる。「教職課程」の頁を参照。	【文部科学省】 都道府県教育庁・教育委員会
	中等学校教諭1種免許状		
	学 芸 員	所定の科目を修得することにより、学芸員の資格認定を受けられる。「学芸員課程」の頁を参照。	【文部科学省】 文部科学省生涯学習政策局
	無線従事者 第1級陸上特殊無線技士	養成課程(短期型)により、集中講義を受講し、修了試験に合格することで、在学中に無試験で免許を申請できる。(2~3月開講予定)	【総務省】 関東総合通信局 無線通信部航空海上課
工学部第1部、建築学部 情報学部、工学部第2部	設 備 士	卒業することにより、受験資格が得られる。	(社)空気調和・衛生工学会
	技 術 士 (技 術 士 補)	卒業することにより、第一次試験のうち、共通科目が免除される。	【文部科学省】 (公社)日本技術士会
		卒業することにより、第一次試験が免除され、同時に修得技術者の資格を得、申請により技術士補の資格が得られる。	
工学部第1部 機械システム工学部	機械システム基礎工学プログラム(JABEE認定プログラム)を修了した者は、第一次試験が免除され、同時に習得技術者の資格を得、申請により技術士補の資格が得られる。		
工学部第1部 グローバル工学部 工学部第2部	Engineering Intern 又は Engineering in Training	卒業後(卒業見込者含)、PE一次試験(FE試験)の受験資格が得られる。	【全米試験協議会】 (特非)日本PE・FE試験協議会
工学部第1部 応用化学科 環境エネルギー化学科	毒物劇物取扱責任者	卒業することにより、資格試験が免除される。	【厚生労働省】 都道府県衛生部業務課
	危険物取扱者(甲種)	卒業後、受験資格が得られる。在学中でも、所定の条件を満たせば、受験資格が得られる。	【総務省】 都道府県 (財)消防試験研究センター
工学部第1部 応用化学科	食品衛生監視員 食品衛生管理者	所定の科目を修得することにより、卒業時に資格が得られる。	【厚生労働省】医薬食品局 食品安全部企画情報課
工学部第1部 電気システム工学部	電気主任技術者 (第1~3種)	所定の科目を修得することにより、卒業後1~5年以上の実務経験を有する者は、免状の交付を受けることができる。「学修ガイダンス」参照。	【経済産業省】 関東経済産業局 関東東北産業保安監督部 電力安全課
主に 工学部第1部電気システム工学部	第2種電気工事士 ※他学科履修でその他の学科も可能	電気システム工学部開講の所定の科目を修得することにより、第2種電気工事士試験の筆記試験が免除になる。「学修ガイダンス」参照。	【経済産業省】 (財)電気技術者試験センター
工学部第1部 情報通信工学部	無線従事者 第1・2・3級総合無線通信士 第1・2級海上無線通信士 第1・2級陸上無線技術士	在学中に所定の科目を修得することにより、卒業後「無線工学の基礎」が免除になる。(ただし卒業後3年以内)	【総務省】 (財)日本無線協会
	無線従事者 第1級陸上特殊無線技士 第3級海上特殊無線技士	養成課程(長期型)により、所定の科目を修得することで、在学中に無試験で免許を申請できる。「学修ガイダンス」参照。	【総務省】 関東総合通信局 無線通信部航空海上課
工学部第1部 電気システム工学部 情報通信工学部	電気通信主任技術者	所定の科目を修得することにより、在学中でも試験科目のうち「電気通信システム」が免除される。「学修ガイダンス」参照。	【総務省】 (財)日本データ通信協会
建築学部 工学部第2部建築学科	1級建築士	国土交通省が指定する建築に関する指定科目を修めて卒業し、実務経験が、1級は2年以上、2級はなしで、受験資格が得られる。	【国土交通省】 (財)建築技術教育 普及センター
	2級建築士 木造建築士		
	インテリアプランナー	卒業後、2年以上の実務経験で、受験資格が得られる。	
工学部第1部 機械工学部 電気システム工学部 情報通信工学部 建築学部 工学部第2部建築学科	建 築 設 備 士	卒業後、2年以上の実務経験を有する者は、受験資格が得られる。	
工学部第1部 機械工学部 機械システム工学部 環境エネルギー化学科 電気システム工学部 建築学部 工学部第2部建築学科	施 工 管 理 技 士 (建築、電気工事、管工事等、 学科により種目が異なる)	卒業後、通常より短い実務経験で、受験資格が得られる。	【国土交通省】 (財)建設業振興基金 他

この他にも、関連資格が多くあるので、「資格の手引き」や所属学科の「学修ガイダンス」「学科案内」等を参照して下さい。